

〈4/27 監視チームにおける議論のまとめ〉
2 安全対策(津波対策)について
② 津波対策で示すべき事項について
・代表漂流物に選定した小型船舶 19 t の保守性

4/27 監視チーム第39回会合資料 2-7 の抜粋及び一部改訂

東海再処理施設における漂流物防護対策について

【概要】

- 漂流物防護対策として、建家外壁においては、波力及び余震との重畳に対して増し打ちの対策により防護するが、漂流物については、漂流物の種類や大きさによっては建家外壁だけで防護することは困難となるため、津波漂流物防護柵の設置により、建家外壁への漂流物の衝突を軽減又は防止する対策を行う方針とした。
- 東海再処理施設安全監視チーム第39回会合において、代表漂流物に選定した小型船舶 19tに対する保守性を説明することとの指摘を踏まえ、防護柵の設計を総トン数 20 トンで行う旨を別添 1 に追記した。修正箇所を下線で示す。

令和2年5月12日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

表 代表漂流物

種類	代表漂流物	重量 (t)
建物・設備	水素タンク ※1	約 30
流木	防砂林 (直径 : 約 0.3m × 高さ : 約 10m)	約 0.55
船舶	小型船舶	約 57.0※2 (排水トン数)
車両	中型バス	約 9.7

※1 令和 2 年 9 月までに撤去予定の不稼働設備 (内部は窒素で置換済み)

※2 船舶の重量は「津波漂流物対策施設設計ガイドライン」に基づき、総トン数 (約 19.0 t) の 3 倍に相当する排水トン数 (約 57.0 t) とした。なお、小型船舶は総トン数 20 トン未満の船舶であり、総トン数 19 トンを超える小型船舶が入港することも考えられる。船舶等の大型の漂流物は防護柵で捕捉することから、防護柵の設計荷重を 20 トン相当にすることにより保守性を確保する。